

八 丈 町 商 工 会

第 1 監査の目的

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第 2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	八丈町商工会	令和 4 年 4 月 20 日	令和 2 年度及び令和 3 年度の補助対象事業

2 団体の概要

設立の目的	商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）に基づき、地区内における商工業の総合的な改善発達を図ることなどを目的として設立	
主な沿革	昭和 45 年 2 月 法人設立	
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工業に関する相談・指導及び情報・資料の収集提供 ・ 商工業に関する講習会・展示会等の開催 ・ 商工業に関する調査研究 	
所在地	東京都八丈島八丈町大賀郷 2551 番地 2	
組織・人員	会員 363 名で組織され、役員 30 名（会長 1 名、副会長 2 名、理事 25 名、監事 2 名、全て非常勤） 事務局職員 5 名	
都との関係	補助金（表 1） （産業労働局）	2,653 万余円（令和 2 年度交付額） 2,614 万余円（令和 3 年度交付額）

(表1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
東京都小規模事業経営支援事業費補助金	東京都小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱	経営相談事業及び地域活性化事業に要する経費 (補助率：10/10 以内)	27,108	26,532	26,144

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

(1) 監査の着眼点

本監査では、八丈町商工会の補助対象事業について、主に、補助金額が補助金交付要綱に沿って適正に算定されているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、指摘及び意見・要望事項は認められなかった。

(2) 事業実績

ア 東京都小規模事業経営支援事業

経営改善普及事業	事業内容
経営相談事業	小規模事業者の経営改善のために実施する相談・講習会の開催、指導等の事業
地域活性化事業	地域の産業振興や社会的課題の解決等を目的として実施する事業

(注) 小規模事業者とは、常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の商工業者をいう。

(ア) 経営相談事業

(単位：回、件)

年度	巡回指導	窓口指導	集団指導	個別指導	金融斡旋	記帳指導
令和元年度	427	191	4	14	33	642
令和2年度	393	384	1	15	67	626
令和3年度	366	376	1	13	21	605

(イ) 地域活性化事業

事業内訳
経営改善普及事業の円滑な遂行のための調査研究、研修受講及び参考資料の購入等

第4 補助対象事業の概要

1 事業実績

(単位：千円)

事業名	実績		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経営改善普及事業（経営相談事業）	22,808	22,232	21,844
経営改善普及事業（地域活性化事業）	4,300	4,300	4,300